

令和 7 年度 市民税・県民税・森林環境税

特 別 徴 収 の し お り

常 滑 市

連絡先 常滑市役所 総務部 税務課 市民税チーム
〒479-8610 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
電話 〈0569〉 35－5111 代表（内線2162）
〈0569〉 47－6104 直通

※このしおりは、1 年間の事務要領と必要書類の用紙を取りまとめたものです。

※個人番号の取扱い等については裏表紙をご覧ください。

※この冊子は、令和 7 年 4 月 1 日現在適用されている法令・条例に基づいて作成しています。

（法令・条例については今後改正される場合があります。）

○しおりの内容

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について……………	P 1 ～ 7
退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収について……………	P 8
市民税・県民税の減免制度……………	P 9
特別徴収税額の納入書の書き方……………	P 10
郵便局の指定について／指定通知書……………	P 11
市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書……………	P 12
市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書……………	P 13
給与支払報告書／特別徴収に係る給与所得者異動届出書……………	3 部
特別徴収への切替依頼書……………	2 部

※控えが必要な場合は適宜コピー等をしてください。

○同封書類

1. 令和 7 年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
※電子データでの受取を希望の場合は、「お知らせ通知文」を同封しています。
2. 令和 7 年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
※電子データでの受取を希望の場合は、同封しておりません。
3. 納入書
※納入書不要の連絡をいただいた事業所及び特別徴収税額が 0 円の事業所には、同封しておりません。

「給与所得者異動届出書」や「特別徴収切替依頼書」などの各種様式や記載例は、常滑市のホームページ (<https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/zeikin/1000578/1005156.html>) に掲載していますのでご利用ください。

特別徴収はインターネットでの手続きが可能です

地方税に関する手続きは、eLTAX（エルタックス）のご利用がオススメです。

eLTAXを利用すれば、窓口へ行かずにオフィスや自宅からインターネットを通じて、「給与支払報告書」や「異動届出書」などを提出できます。

※eLTAXのご利用方法等については、地方税共同機構ホームページをご参照ください。

(<https://www.eltax.lta.go.jp>)

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

納税義務者の納税の便宜を図るため、地方税法ならびに常滑市税条例によって、その1年間に納入しなければならない市民税・県民税・森林環境税を12回に分割して（6月から5月まで）毎月貴事業所から給料の支払いをする際、月割り税額を徴収し、その徴収税額をまとめて毎月納入していただくことを特別徴収といいます。

特別徴収義務者とは

地方税法ならびに常滑市税条例の規定によって指定された給与の支払者をいいます。（4月1日現在給与の支払いをする者で所得税の源泉徴収義務のあるものを常滑市税条例第43条第1項で特別徴収義務者として指定しています。）市より「市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書」等が送達されますと、特別徴収の義務が発生します。

納税義務者とは

令和 7 年 1 月 1 日現在において、次に該当する人

- (1) 常滑市内に住所を有する人
- (2) 常滑市内に事務所、事業所または家屋敷があり、常滑市内に住所を有しない人
なお、次に該当する人は市民税・県民税・森林環境税は課税されません。
 - ①令和 6 年中に所得がなかった人
 - ②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - ③障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親のいずれかで、令和 6 年中の合計所得金額が135万円以下の人
 - ④常滑市内に住所を有する人で、令和 6 年中の合計所得金額が、28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万 8 千円を加算した金額）以下である人

特別徴収税額の決定（・変更）通知書について

特別徴収義務者用通知書（電子データまたは書面）

毎月の給与から差し引き、翌月の10日までに納入していただく特別徴収税額の合計額の通知で、従業員ごとの明細も記載しています。大切に保管してください。

納税義務者用通知書（電子データまたは書面）

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」には、年税額及び毎月の徴収月割額を記載してあります。これは、5 月末までに特別徴収義務者を經由して、納税義務者に交付することになっていますので、各該当納税義務者に対し、この通知書を遅延なく交付してください。

退職、その他誤りがあると認められる場合や、交付不能の者の分がある場合は、給与所得者異動届出書に納税義務者用通知書を添えて提出してください。

特別徴収税額の変更通知書（電子データまたは書面）

特別徴収税額の通知後において、その税額に変更があった場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用／納税義務者用）」を送付しますので、その通知に記載されている月割額によって徴収のうえ、納入してください。

※令和7年3月18日以降に、所得税の確定申告を提出された場合は、申告書の内容が令和7年度市民税・県民税・森林環境税の当初課税（特別徴収6月分）に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。

この場合は、特別徴収の7月分以降での課税または税額変更となりますので、決定・変更通知書等によりお知らせします。

税額通知書（特別徴収義務者用通知書と納税義務者用通知書）の受取方法について

税額通知書を電子データでの受取を希望する場合は、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する際に、「受取方法」を「電子データ」と選択していただく必要があります。

特別徴収義務者用通知書を電子データでの受取を希望された場合は、別途、書面で「お知らせ通知文」を送付します。

納税義務者用通知書を電子データでの受取を希望された場合は、書面の送付はしません。

なお、受取方法を変更されたい場合は、常滑市ホームページに掲載している「特別徴収税額通知受取方法変更申出書」をご提出ください。

特別徴収税額の納入について

納入期限

税額通知書に記載された月割額を6月から翌年5月まで毎月給与支払の際に徴収して、翌月の10日（10日が金融機関等の休日の場合は翌営業日）までに納入していただきます。ただし、年税額が均等割額（4,500円）と森林環境税（国税）（1,000円）のみの場合及び均等割相当額以下の場合には、6月分で全額納入していただきます。

納入方法

eLTAXの機能の一つである地方税共通納税システムを利用するか、常滑市から送付している納入書を使用して次の金融機関及び郵便局で納入してください。

知多信用金庫、あいち知多農業協同組合、(株)あいち銀行、東海労働金庫、半田信用金庫、西尾信用金庫、常滑市役所、(株)ゆうちょ銀行（郵便局）（愛知・岐阜・三重・静岡県内）

※上記以外の(株)ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いを希望する場合は、別紙（本綴11頁）の「指定通知書」に郵便局名を記載のうえ、第1回分の払込時に当該郵便局へ提出してください。

※上記の金融機関の名称は、合併・統廃合等により変更となる場合があります。

過納になった場合

確定申告等により税額が変更になり、既に納付していただいた税額が過納となる場合には、その過納分の税額は、市から納税義務者に対して直接還付をします。

納期の特例

特別徴収義務者は、その事業所等で給与の支払いを受ける者の人数が市内・市外あわせて常時10人未満である場合は、市長の承認を受けて給与の支払いの際に徴収した特別徴収税額を、次のように年2回で納入することができます。

- ・ 6月分から11月分までの徴収税額⇒

12月10日までに納入

（11月分の納入書をご利用ください）
- ・ 12月分から5月分までの徴収税額⇒

6月10日までに納入

（5月分の納入書をご利用ください）

※10日が金融機関等の休日の場合は翌営業日

反対に、給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になる場合は、特例の取下げが必要です。

承認又は取下げを受けるには、別紙（本綴13頁）「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。

特別徴収税額を滞納した場合

特別徴収義務者が納期限までに納入すべき特別徴収税額を納入しなかったときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ税額に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。

※必ず期限内に納入してください。

従業員に異動等があった場合の手続きについて

提出すべき書類について

名 称	提出すべき事由	提出期限
給与支払報告に係る 給与所得者異動届出書	新年度の給与支払報告書を提出した者のうち、前年度特別徴収税額がない者が退職、転職等により4月1日現在、給与の支払いを受けなくなった場合	4月15日
特別徴収に係る 給与所得者異動届出書	納税義務者が退職、休職、転勤、死亡などにより給与の支払いを受けなくなった場合	給与の支払いを受けなくなった翌月の10日まで

(1) 従業員に退職、休職または、死亡等があった場合

納税義務者が退職、休職、死亡等により給与の支払いを受けなくなった場合には、その異動のあった月の翌月10日までに、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

(2) 従業員が転勤または転職した場合

転勤または転職した人が、新しい勤務先において引き続き特別徴収を希望されるときは、その異動のあった月の翌月10日までに、異動届出書を新しい勤務先を經由して、提出してください。

未徴収税額の取扱い

退職等により異動した後の特別徴収税額のうち未徴収税額の取扱いについては、退職等の時期により次のとおりとなります。

退職の時期	原則	退職者が希望した場合	再就職する者が希望した場合
6月から12月	普通徴収	一括徴収（注1）	特別徴収の継続（注2）
1月から5月	一括徴収（注1）	—	特別徴収の継続（注2）

※（注1）（注2）は次頁に記載

- (注1) 一括徴収とは、退職者に支払われる退職手当等の額が未徴収税額を上回る場合に、その税額を特別徴収することを言います。一括徴収した場合には、「給与所得者異動届出書」の**一括徴収の申出欄**の記入を忘れずをお願いします。
- (注2) 新しい転職先の給与の支払日等の関係により普通徴収となる場合もあります。

給与所得者異動届出書の記入及び取扱いの注意

- ・退職等の場合に、最後に支払われる給与などから残りの市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を一括徴収し納入するときは、「**一括徴収の申出**」欄に必要事項を記入してください。
- ・この「給与所得者異動届出書」の提出がなかったり遅れたりしますと、市民税・県民税・森林環境税額の滞納になる場合があります。必ず期限内に提出して下さるようお願いいたします。
- ・記入方法に不明な点がございましたらご連絡ください。

新たに従業員を特別徴収に切り替える場合の手続きについて

新たに従業員となった方等で特別徴収への切り替えを希望される場合は、「**特別徴収への切替依頼書**」をご提出ください。

※普通徴収の納期限が経過している分については、特別徴収への切り替えはできませんのでご注意ください。

(普通徴収納期限：1期…6月末、2期…8月末、3期…10月末、4期…1月末)

※二重納付防止のために、普通徴収での納付済分については必ずご確認ください。

所在地・名称等に変更があった場合の手続きについて

特別徴収義務者の所在地、名称及び送付先が変更となった場合には、速やかに「**特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書**」を提出してください。

なお、本市に法人登録がある場合は別途法人の異動届の提出が必要です。

退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収について

課税市町村について

退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の所得割は、納税義務者が退職手当の支払いを受けた日の属する年の1月1日現在に住所のあった市町村の課税となります。

退職所得に係る市民税・県民税の所得割の計算方法について

課税退職所得金額（千円未満切り捨て）	×	税率（それぞれ百円未満切り捨て）		＝	所得割額
$(\text{退職手当の支払い金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$ ※		市民税	県民税		市民税＋県民税
		6 %	4 %		

※勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる退職手当等については、この2分の1を乗じないで計算します。

勤続年数5年以下の役員等とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員の方をいいます。

※勤続年数5年以下の従業員に対する退職手当等については、退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分は、2分の1を乗じないで計算します。

- 退職所得控除額
- (1) 勤続年数が20年以下の場合 勤続年数×40万円（80万円未満のときは80万円）
 - (2) 勤続年数が20年を超える場合 （勤続年数－20年）×70万円＋800万円
- * 障害のため退職した場合、上記の金額に100万円を加算します。

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額の納入について

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収の手続きは、退職手当の支払いを受ける人から、その支払いをする日までに「退職所得申告書」を提出させて、その申告書に基づき税額を計算してください。

そして、退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額の納入は、退職手当を支払う際に税額を徴収し、翌月の10日（10日が金融機関等の休日の場合は翌営業日）までに「市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入して、給与分とともに金融機関で納入してください（本綴10頁参照）。

なお、「退職所得の源泉徴収票」を提出される場合は、個人別の明細欄の記入の必要はありません。

市民税・県民税の減免制度

1. 常滑市税条例第49条に基づく常滑市税の減免に関する規則により、個人の市民税・県民税が減免される場合があります。
2. 下表①から⑥のいずれかに該当する方は、申請期限までに減免申請書と必要な書類を添えて税務課市民税チームまで申請するよう、納税義務者にご説明ください。

減免申請書は税務課にあります。

	減 免 額	減 免 申 請 書 に 添 付 又 は 提 示 す る 書 類	減 免 申 請 期 限
①生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定等による保護を受ける方	当該保護を受けている期間に到来する納期に係る納付額の全部		減免事由の発生の日以後到来する納期限と減免事由の発生の日から30日を経過した日のいずれか遅い日
②長期療養により所得が減少する方のうち前年中の合計所得金額が210万円以下の方 （現に継続して6か月以上療養中である又は6か月以上の療養を要すると思われる方）	当該療養期間に到来する納期に係る納付額の全部 ※分離課税に係る所得割を除く	医師の診断書等 （療養を要する期間等が明記されたもの）	減免事由の消滅の日以後到来する納期限と減免事由の消滅の日から30日を経過した日のいずれか遅い日
③当該年度の賦課期日（1月1日）後に死亡した方のうち前年中の合計所得金額が210万円以下の方	死亡後到来する納期に係る納付額の全部 ※分離課税に係る所得割を除く		減免事由の発生の日以後到来する納期限と減免事由の発生の日から30日を経過した日のいずれか遅い日
④雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による失業給付金の受給資格を有する方で前年中の合計所得金額が210万円以下の方	当該給付金の支給の対象となる期間に到来する納期に係る納付額の全部 ※分離課税に係る所得割を除く	雇用保険受給資格者証 雇用保険受給資格通知 雇用保険特例受給資格者証 高齢受給資格者証又は日雇労働被保険者手帳 のいずれか（手当の受給期間が納付月にかかることが記載されたもの）	納 期 限
⑤1月1日において地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第9号の勤労学生である方	税額の全部	学生証、卒業証書等賦課期日において学生であったことがわかる書類の写し	納 期 限
⑥失業又は休廃業等により本年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる方 (1)前年中の合計所得金額が210万円以下の方 (2)前年中の合計所得金額が210万円超310万円以下の方	申請後に到来する納期に係る所得割額について次に掲げる額 ※分離課税に係る所得割を除く (1)所得割額の100分の50 (2)所得割額の100分の25	本年中の収入がわかる書類 (源泉徴収票、給与明細、帳簿等)	納 期 限
			備考 ・ 本年中の所得が1／2以下に減少していなかった場合は減免を取り消します。 ・ 申請月に納付額があるとき、翌月以降の納付額で調整します。

※この表における「合計所得金額」とは、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

※森林環境税（国税）の減免要件を満たせば、森林環境税（国税）も併せて減免されます。

特別徴収税額の納入書の書き方

納入書は、納入済通知書、領収証書と共に必要事項を記入してください。
 納入書は、6月分から翌年5月分までの12枚と予備に2枚綴じてあります。

納入申告書には、退職手当の支給を受ける人の住所、氏名、勤続年数、退職金額、特徴税額を明記してください。

従業員の方に給与を支払いする際に徴収した市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の月割額の合計額を記入してください。なお、一括徴収した分がある場合は、それらの税額も合算して記入してください。

退職手当などに係る市民税・県民税の特別徴収税額がある場合は、その税額を記入してください。なお、この欄に記入した場合は、納入済通知書の裏面の納入申告書にも必ず記入してください。

愛知県常滑市										個人市民税 個人県民税 森林環境税										納入済通知書 ㊦									
市町村コード					口座番号					加入者名																			
2 3 2 1 6 5					00820-2-960429					愛知県常滑市会計管理者																			
年 月 分										指 定 番 号																			
令和																													
ID 算定期別 C/D ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐										給与分一括徴収分を含む ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐																			
コード 認定年 取 内 C/D ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐										退職所得分 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐																			
科目 詳細 年度分 納 C/D ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐										延滞金 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐																			
納期限 令和 年 月 日										金 額																			
取りまとめ店 (株)ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター (〒469-8794)										合計額																			
領収日付印										(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称																			

上記のとおり通知します。受付店→知多信用金庫あすか台支店(取りまとめ店)→常滑市(常滑市保管)

特別徴収義務者の所在地、名称を記入してください。

※記入誤りの場合は、二重線で訂正してください。押印は必要ありません。
 ※納期の特例の場合は、11月分と5月分の納入書をご利用ください。

市 民 税 納 入 申 告 書									
常滑市長 殿 (受付印)									
年 月 日 提出									
年 月 分 人員									
退職手当等支払金額									
特別徴収税額									
市民税									
県民税									
1月1日の住所									
氏 名									
勤続年数									
退職金額									
特徴税額									
市民税									
県民税									
1月1日の住所									
氏 名									
勤続年数									
退職金額									
特徴税額									
市民税									
県民税									
1月1日の住所									
氏 名									
勤続年数									
退職金額									
特徴税額									
市民税									
県民税									
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、 上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。									
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称									
法人番号									

郵便局の指定について

東海4県（愛知・岐阜・三重・静岡）以外の
(株)ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いを希望する
場合、常滑市はこの郵便局を市民税・県民税・
森林環境税取扱局として指定しなければなりません。

右の「指定通知書」に郵便局名を記入し、事
前に郵便局に提出してください。

キ

リ

ト

リ

指 定 通 知 書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行店長殿
郵便局長殿

愛知県常滑市長
(公印省略)

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、
常滑市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）の
取扱局（店）に指定しましたので通知します。

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 許可又は承認番号 | 貯営五第1964号 |
| 2 口座番号 | 00820-2-960429 |
| 3 加入者の名称 | 常滑市会計管理者 |
| 4 取りまとめ店 | 名古屋貯金事務センター
(〒469-8794) |

市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

常 滑 市 長 殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	住 所 又 は 所 在 地							指 定 番 号				
		法人の名称及 び代表者氏名							電 話 番 号	(内線)			
		法 人 番 号											

区 分	変 更 前	変 更 後
ふ り が な		
所 在 地	〒	〒
ふ り が な		
名 称		
電 話 番 号		
送 付 先 の (設定／変更／廃止) ※○で囲んでください。	所在地 〒	名称 電話番号
備 考	(変更年月日) 令和 年 月 日	

◎お願い 所在地、名称の変更があった場合は速やかに提出してください。また、誤読を避けるために必ずふりがなをつけてください。
 ◎送付先を（設定／変更／廃止）する場合は、送付先欄を記入してください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

常 滑 市 長 殿 令和 年 月 日提出	給与(特別徴収義務者)と支払者	住 所 又 は 地 所 在 地					指 定 番 号				
		法人の名称及び代表者氏名					電 話 番 号	(内線)			
		法 人 番 号									
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての (承認 ・ 取下げ) を申請します。 ※選択してください											
適 用 開 始 希 望 年 月	令和 年 月 分以降の納期										
申請日前6月間の各月の 給与の支払いを受ける者の人数 () 内は臨時職員数 ※承認申請の場合のみ記入	令和 年 月 : 人 () 令和 年 月 : 人 () 令和 年 月 : 人 ()					令和 年 月 : 人 () 令和 年 月 : 人 () 令和 年 月 : 人 ()					
備 考 市税の滞納、又は納入の遅延の事実がある場合はその理由等 (若しくは、納期特例の取下げ理由等)											

納期特例について

特別徴収義務者は、その事業所等で給与の支払いを受ける者の人数が市内・市外あわせて常時10人未満である場合は、市長の承認を受けることで、徴収した特別徴収税額を、次のように年2回で納入することができます。

- ・ 6月分から11月分までの徴収税額 ⇒ 12月10日までに納入 (11月分の納入書をご利用ください)
- ・ 12月分から5月分までの徴収税額 ⇒ 6月10日までに納入 (5月分の納入書をご利用ください)

反対に、給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になる場合は、特例の取下げが必要です。

承認又は取下げを受けるには、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。

に係る給与所得者異動届出書

常滑市長殿 令和 年 月 日 提出			給与 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒										この届出書に 応答される方	係		特別徴収義務者 指 定 番 号		
				名 称 (氏名)												氏名				
				法人番号 (個人事業主の場合は 個人番号)													電話			(内線)
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		異 動 事 由 (○で囲む)		未徴収税額の 徴 収 方 法 (○で囲む)						
ふりがな 氏 名				生年月日						月分から 月分まで		月分から 月分まで		年 月 日		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. そ の 他 ()		1. 特別徴収 の継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
個人番号									円		円		円							
住所 (1月1日 現在)	常滑市								円		円		円							
現住所	〒								円		円		円							

1. 特別徴収の継続 → 納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄にも記載してください。

ふりがな 名 称				所在地	〒										上記の者に係る月割額 _____ 円を _____ 月 _____ 日納期限の _____ 月分から 徴収し納入します。					
この届出書に 応答される方	係				氏 名						電話番号									
指定番号				法人番号 (個人事業主の場合は 個人番号)											受給者番号			納付書の送付	必要・不要	

2. 一括徴収 → 給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は次の欄も記載してください。

一括徴収の申出 令和 年 月 日		徴 収 予 定	
		徴収予定額 上記(ウ)と同額	円
一括徴収した税額は 月 日納期限の 月分と併せて 円納入します。			

〈注 意〉
1. 翌年1月以降の退職者等は、特別徴収義務者が一括徴収することになっていますので、必ず左欄に記入のうえ納入してください。
2. 異動がありましたら、速やかにこの異動届出書を市へ提出してください。

特別徴収への切替依頼書

常 滑 市 長 殿 令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 〒	指 定 番 号									
		ふりがな 名 称	電 話 番 号	(内線)								
			担 当 者 氏 名									
	法 人 番 号											

以下の納税者の普通徴収 期分以降について、
 月分（ 月 日納期限分）から特別徴収を希望します。

※普通徴収の各納期限（１期…６月末日、２期…８月末日、３期…１０月末日、４期…１月末日）が経過したものは、特別徴収への切替はできませんのでご注意ください。

特 別 徴 収 希 望 者	住 所	〒	年 税 額（金額が不明な場合は、空欄で可） 円	
	ふりがな 氏 名			納 付 済 額（金額が不明な場合は、空欄で可） 円
	生 年 月 日	年 月 日	二重納付防止のため、普通徴収での納付済分を必ずご確認ください。	
	受 給 者 号 番 号	※特別徴収税額の決定（変更）通知書に記載が必要な場合は記入してください。		納 付 書 の 送 付 必 要 ・ 不 要

個人番号の取扱い等について 個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならない、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第23条及び第24条並びに番号法第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますのでご注意ください。

特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。